

令和6年度茨城県L P ガス料金負担軽減事業支援金

募 集 要 領

令和7年3月31日

第1版

茨城県防災・危機管理部消防安全課

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	支援金の申請にあたって	1
3	支援金の概要	
(1)	目 的	2
(2)	概 要	2
(3)	主な手続の流れ	4
4	支援金の交付申請手続	
(1)	交付申請	4
(2)	交付額の通知	5
5	交付決定後の手続	
(1)	申請の取下げ	6
(2)	変更等申請書	6
(3)	実績報告書兼請求書	6
(4)	支援金の支払	7
6	支援金の交付条件	7
7	作成例	
(1)	値引き額の明示	8
(2)	支援（値引き）を行った対象世帯一覧	9
8	記載例	
(1)	交付申請書	11
(2)	実績報告書兼請求書	12

1 はじめに

本要領（以下「要領」という。）は、「令和6年度茨城県L Pガス料金負担軽減事業支援金交付要項」（以下「要項」という。）を補完するため作成するものです。

2 支援金の申請にあたって

茨城県L Pガス料金負担軽減事業支援金は、公的な資金である国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、県としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本支援金の交付を申請される方や交付を受ける方は、要項及び要領を熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、支援金に係る手続きを適正に行ってくださいますようお願いいたします。

- （1）本事業は、L Pガス料金の上昇により影響を受ける利用世帯の負担の軽減を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- （2）支援金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- （3）事務局から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- （4）本支援金の交付決定を通知する前において、値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはなりません。交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等が提出されないと、支援金は交付されません。
- （5）本事業の関係書類は事業終了後5年間（令和12年度末まで）保存しなければなりません。また、県や事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- （6）偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、支援金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- （7）調査の結果、不正行為が認められたときは、当該支援金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの支援金のうち取り消し対象となった額に加算金（年率10.95%）を加えた額を返還していただきます。
- （8）要領、要項に記載のない細部については、事務局からの指示に従うものとします。

3 支援金の概要

(1) 目的

茨城県内の6割以上、約74万世帯で使用しているL Pガスについて、その料金が上昇していることを受け、利用世帯の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 概要

ア 支援事業

茨城県内のL Pガスの一般消費者(※1、※2)を対象に、令和7年(2025年)1月から3月までの使用分を、同年4月使用分(5月検針)、5月使用分(6月検針)又は6月使用分(7月検針)のいずれかにおいて、1回600円の値引きを行ったL Pガス販売事業者に対し、その値引き原資等を支援します。

※1 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者であり、県内の一般家庭でL Pガスを利用する世帯として、令和7年(2025年)3月31日時点で体積販売で供給されている者。

※2 次の場合は支援の対象外です。

- ・ 企業や個人事業主の事業所での利用、国や自治体の施設等の利用の場合
(ただし、店舗兼住宅の場合のように事業所部分と一般家庭部分が分けられない場合は対象とします。)
- ・ 質量販売で供給している場合
- ・ 対象世帯が休止状態の場合
- ・ 利用実績が無い(0 m³) 場合
- ・ 令和7年(2025年)4月1日以降に県内で新たにL Pガス供給が開始された一般消費者である場合
(同年1月から3月までの使用分を支援する目的であるため)

イ 支援対象者

支援金の交付対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

《支援対象者の要件》

- ① L Pガスの販売事業者であること※1
- ② 令和7年(2025年)3月31日時点でL Pガスの供給を受けている県内の一

一般消費者に対して値引きを行い、値引きの事実を明示できること※2

- ③ 令和7年（2025年）4月使用分（5月検針）、5月使用分（6月検針）又は6月使用分（7月検針）のいずれかにおいて値引きが実施できること
- ④ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること
- ⑤ その他、別紙「誓約事項等同意書」に該当すること

※1 液化石油ガス法3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法の登録を受けたものであって、一般消費者にLPガスを販売する者をいう。

※2 検針票や別紙等における本事業による値引き額

ウ 支援対象経費

支援内容	支援金の額
値引き原資	600円×世帯数（各世帯1回のみ）
支援事業実施のための経費	50円×世帯数 （下限額5千円、上限額5万円）

《税抜き5,000円、税込み5,500円の場合の例》

①税抜き額から値引きする場合

5,000円（元値）－600円（値引き）＝4,400円

消費税 440円

利用世帯への請求額 4,840円

②税込み額から値引きする場合

5,000円（元値）＋500円（消費税）－660円（値引き）＝4,840円

利用世帯への請求額 4,840円

※必ず税抜き額から600円の値引き又は税込み額から660円の値引きを行ってください。守られないと支援金額が少なくなる場合があります。

エ 値引きの実施

（ア）実施期間及び回数

令和7年（2025年）3月31日時点でLPガスの供給を受けている県内の一般

消費者に対して、令和7年4月使用分（5月検針）、5月使用分（6月検針）又は6月使用分（7月検針）のいずれかで、各世帯1回の実施とします。

《実施例》

- ・ 4月 = 4/7～5/7 使用、5/7 検針
 - ・ 5月 = 5/7～6/7 使用、6/7 検針
 - ・ 6月 = 6/7～7/7 使用、7/7 検針
- ※検針日は事業者により異なります
- } いずれかで各世帯 600 円の値引き

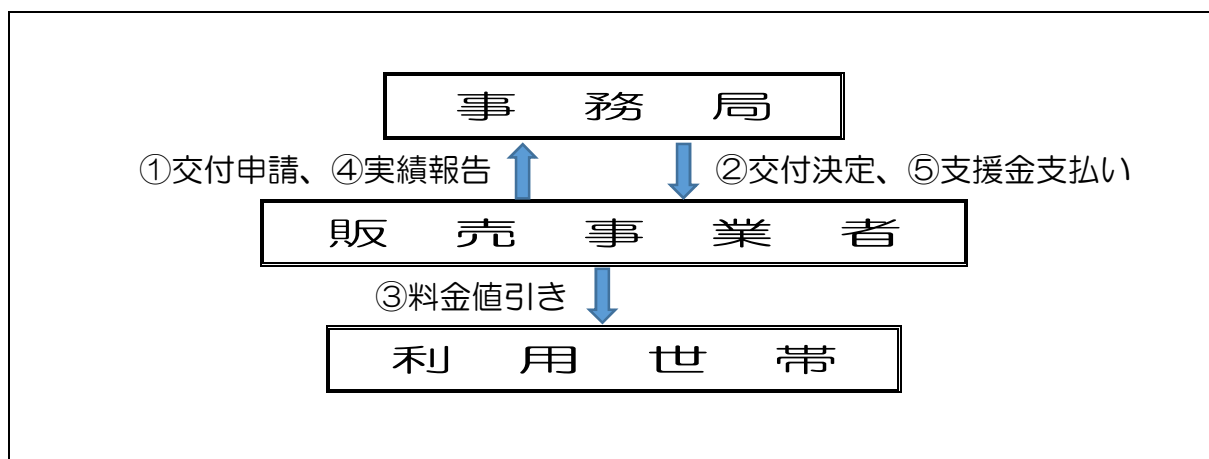
（イ）値引き額の明示

L P ガス料金の値引きを実施した際は、利用世帯に対して、検針票や別紙等に、次の内容を記載する必要があります。

《記載例》

- ・「茨城県の支援で、600 円値引き（各世帯1回のみ）されています。」

（3）主な手続きの流れ



4 支援金の交付申請手続

（1）支援金の交付申請

ア 申請受付期間

令和7年（2025年）4月10日（木）～6月20日（金）

申請は、締切りを待たず随時審査を行い交付通知いたします。

イ 交付申請の提出書類

交付申請書（様式1）に次の書類を添付（以下「申請書等」という。）し、1部提

出してください。

	添付書類の名称	備考
1	別紙 誓約事項等同意書	
2	その他必要書類	(事務局から指示があった場合)

《注意事項》

- ・必ず、値引き実施前に交付申請書を提出した上で、下記（２）の「交付額通知」を受けてください。本支援金の交付額を通知する前において値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはなりません。
- ・提出書類は返却しませんので、申請書等の控え（写し）を保管してください。
- ・事務局から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかに対応ください。
- ・審査状況についてのお問合せには回答できませんので、ご了承ください。

ウ 提出方法

申請は県ホームページの書類をダウンロード等し、電子メール又は郵送・持参によりご提出ください。

＜提出先＞

メール：^{エル}ibaraki^{エル}lp-shien@his-world.com

住 所：〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階

茨城県LPガス料金負担軽減支援事務局（LP支援事務局）

（２）交付額の通知

交付申請書が要項及び要領の要件を満たしているか審査し、適当と認められる場合は、支援金の「交付額通知書」（様式２）を送付します。

交付額通知を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、通知に記載された交付の条件に従い、支援事業を実施してください。

申請内容が適当でないと判断した場合は、交付できない旨を別途通知します。

※ 交付額通知の前に、値引きを実施した場合は、支援金の対象となりませんのでご注意ください。

5 交付決定後の手続

(1) 申請の取下げ

ア 提出が必要な場合

支援金の交付申請を取り下げようとする場合

イ 提出期限

交付決定の日から 10 日以内

ウ 提出書類

取下書（様式 3）を 1 部提出してください。

(2) 変更等申請書

ア 提出が必要な場合

支援事業の実施中に交付申請内容を変更、中止、廃止しようとする場合

イ 提出期限

速やかに事務局へ報告の上、指示に従い提出してください。

ウ 提出書類

(ア) 変更の場合

変更等申請書（様式 4）及び事業内容の変更の内容が確認できる書類、及び交付申請から変更となる添付書類を 1 部提出してください。

(イ) 中止又は廃止の場合

変更等申請書（様式 4）及び事業内容の中止又は廃止の内容が確認できる書類を 1 部提出してください。

(3) 実績報告書兼請求書

ア 提出期限

事業完了（値引き実施）後、30 日以内に実績報告書兼請求書を提出してください。

イ 実績報告書兼請求書の提出

実績報告書兼請求書（様式 5）に次の書類を添付し（以下「報告書等」という。）を 1 部提出してください。

	添付書類の名称	備考
1	支援（値引き）を行った 対象世帯一覧※	<記載内容> ①対象世帯（管理番号など世帯を特定できるもの）

		②市町村名 ③値引き実施日（検針日等） ④値引き後の請求月額（円） ⑤値引き前の請求月額（円） ⑥値引き額
2	その他必要書類	（事務局から指示があった場合）

※ 実績報告書兼請求書提出後に、事務局が無作為に選んだ利用世帯（3件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

<提出先>

エルメール：ibaraki lp-shien@his-world.com
住所：〒260-0031
千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階
茨城県LPガス料金負担軽減支援事務局（LP支援事務局）

（4）支援金の支払

実績報告書兼請求書が交付額通知書や要項及び要領の要件を満たしているか審査し、報告内容が適当と認められる場合は、「交付通知書」（様式6）を送付します。

また、適正な実績報告と認めた期日から30日以内に指定された口座へ支援金を振り込みます。

6 支援金の交付条件

- （1）事業者は支援事業の経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておいてください。
- （2）県及び事務局は必要に応じて事業者から報告を求めることができ、その報告に対して調査することがあります。
- （3）事務局は事業者が要項の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- （4）事業者は前3項により支援金の交付決定が取り消された場合は、事務局が指定する期日までに遅滞なく支援金を返還しなければなりません。
- （5）事業者は支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

7 作成例

(1) 値引き額の明示

今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日 （事業者名）	今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日
今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日	今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日
今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日	今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日
今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日	今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日
今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日	今回検針分のＬＰガス料金について、茨城県の支援で６００円が値引き（各世帯１回のみ）されています。 年 月 日

(2) 支援（値引き）を行った対象世帯一覧

ア 税抜きの場合

支援（値引き）を行った対象世帯一覧

支援事業者：_____

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（3件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

No	① 対象世帯(管理番号など 世帯を特定できるもの)	② 市町村名	③ 値引き実施日 (検針日等)	④ 値引き後の請求 月額(円)(税抜)	⑤ 値引き前の請求 月額(円)(税抜)	⑥ 値引き額
(例)	123-45-67890-12 (または世帯名)	水戸市	5月7日	6000	6600	600
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

イ 税込みの場合

支援（値引き）を行った対象世帯一覧

支援事業者：_____

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（3件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

No	① 対象世帯(管理番号など 世帯を特定できるもの)	② 市町村名	③ 値引き実施日 (検針日等)	④ 値引き後の請求 月額(円)(税込)	⑤ 値引き前の請求 月額(円)(税込)	⑥ 値引き額
(例)	123-45-67890-12 (または世帯名)	水戸市	5月7日	5940	6600	660
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

8 記載例

(1) 交付申請書

様式1 (第4条関係)

記載例

令和 ●年 ●月 ●日

LP支援事務局 殿

申請者 住所 茨城県水戸市〇〇〇-〇〇〇
氏名 茨城エルピーガス株式会社
代表取締役 茨城 一郎

令和6年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付申請書

令和6年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金の交付を受けたいので、茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要項第4条により、関係書類を添えて、次のとおり支援金の交付を申請します。

販売事業者登録番号	08B0000
支援(値引き)対象世帯数	500 世帯
支援事業の開始及び完了予定日 ※	令和 ●年 ●月 ●日 ~ 令和 ●年 ●月 ●日
担当者連絡先	(住所) 〒●●●-●●●● 茨城県水戸市〇〇〇-〇〇〇 (所属) 茨城エルピーガス株式会社 (氏名) 常陸 二郎 (電話) 029-●●●-●●●● (FAX) 029-●●●-●●●● (E-mail) ●●●●@●●●●●●●●●● ※記載誤りが多いため送付前に確認をお願いします。

※所属がない場合は
「なし」等を記載ください

※ 4月使用(5月検針)分、5月使用(6月検針)分又は6月使用(7月検針)分の値引きの開始及び完了予定日を記載してください。

《事務局記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	交付決定額

(2) 実績報告書兼請求書

様式5 (第9条関係)

記載例

令和 ●年 ●月 ●日

LP支援事務局 殿

(支援事業者) 住所 茨城県水戸市〇〇〇-〇〇〇
 氏名 茨城エルピーガス株式会社
 代表取締役 茨城 一郎

令和6年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金実績報告書兼請求書

令和 ●年 ●月 ●日付けで交付額の通知があった支援事業に係る実績について、茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要項第9条により関係書類を添えて次のとおり報告します。

支援事業の開始及び完了日	令和 ●年 ●月 ●日 ~ 令和 ●年 ●月 ●日
交付決定額	金 253,000 円
請求額	金 253,000 円

※ 金額は税抜で記入してください。

<振込先>

振込先金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード			種目		口座番号 (右詰めで記入)						
〇〇 ☒ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協 ☐ 労働金庫		△△ ☒ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所		0	1	2	3	0	1	2	☒ 普通 ☐ 当座	0	1	2	3	4	5	6	
フリガナ		イバラキエルピーガスカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク イバラキ イチロウ																	
口座名義		茨城エルピーガス株式会社 代表取締役 茨城 一郎																	

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 通帳のコピー(上記振込先が記載された部分)を添付してください。

《事務局記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	額確定額

【お問合せ先、申請書類の提出先】

茨城県 LP ガス料金負担軽減支援事務局（LP 支援事務局）

※平日 9 時から 17 時まで

住 所：〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階

電 話：050-1751-3077

メール：ibarakilp-shien^{エル}@his-world^{エル}.com